

3.4 幼保の別への考え方 幼稚園・保育所の設置時点から幼保一体化を実施し〔幼保同時型〕、幼稚園・保育所独自の歴史がない交野市を除くすべての自治体が、幼稚園機能と保育所機能を「異なるもの」と認識している。幼稚園と保育所が独自に運営されていた歴史がこの両機能の差異の認識につながっていると推察される。なお、幼保園条例を設置している足立区と認定こども園化している明和町では幼保双方の機能の融和を志向しており、秋田県では幼保の機能は互いに補完し合うものと考えている。この、幼稚園機能・保育所機能の別に関する考え方は、幼保一体化の根源に関わるものであり、実際の施設や施設運営あり方に大きく影響すると考えられる。一体型施設の計画に際しては、自治体や施設によって異なる、目指す幼保の一体化のあり方、幼保両機能の関係をハードとして具現化するための計画が求められる。

3.5 幼保一体化の利点 幼保一体化の理由以外の一体化の利点としては、こどもの交友関係の広がり（台東区、栗東市）、小学校移行時の不安の軽減（台東区、栗東市）、保護者のニーズへの対応が容易になったこと（足立区、秋田県）があげられた。

4. 旗艦施設の運営状況とその相違

ヒアリング調査及び現地調査を基に、各機関施設の運営状況や一体化の利点や課題と認識している点などについて表・2にまとめた。

4.1 幼保一体化の利点 幼保一体型施設で展開することもたちの生活を実際に目にする現場職員からあげられた、幼保一体化の利点は、こども・保護者・職員／運営の3点に着目してまとめられる。

- 1) 保護者にとっての利点 就労状況が異なる保護者の相互理解の促進や、交流関係の広がりを Ih, Gz, Hh, Ik, To があげている。
- 2) 職員／運営面にとっての利点 幼保双方の長所を活かせることや機能の補完 (Oy), 効率化 (Mk, Kr, Si) があげられている。
- 3) こどもにとっての利点 異年齢交流や、それによるこどもの成長への良い効果を半数の園があげている (Oy, Ks, Kr, Ik, Si)。このうち Ks, Kr, Ik は、〔幼保合流・同時型〕で、幼保一体化に際して0～2歳児のための保育所機能を付加した Oy, Si (〔幼稚園先

行型〕とは異なり、もともと0～5歳児のための保育所機能があったにもかかわらず、異年齢交流を幼保一体化の利点としている点は興味深い。幼稚園児（短期間児）が3・4歳で就園する際、従来のように最年少児としてではなく、自分の下に低年齢児がいることや、3・4歳で就園することもが低年齢児と交流機会をもつことで改めて異年齢交流の効果が意識されることが伺える。

ほかに、一体化によって人数規模が拡大することや保護者の就労状況によらない発達環境が保障され交友関係が広がること、他者理解や社会性獲得の促進 (Ih, Ks, Gz, Hh, Kr), 小学校入学時のなじみやすさ (Ih, Gz, To) があげられている。

4) こどもと職員双方にとっての利点 低年齢児からの一貫した保育・教育の実現 (Oy, Si), 多数の職員から見てもらえること／多数の職員がこどもを見られること (Ks, Hh, Kr) があげられている。

4.2 運営に際しての課題点や工夫点

1) 保護者にとって 就労状況が異なる保護者が混在するため、保護者会や行事の設定には工夫が必要である (Oy, Hh, Kr, Si)。一方、保護者間の交流関係の広がりは多くの園で歓迎されており、送迎時間が異なるため直接は触れあえない保護者同士についても、設えや掲示物などを通して交流を促す仕掛けをしている園もある (Oy)。また、幼稚園と保育所の利用料格差も一体化の課題点にあげられている (Mk, Si, To)。なかでも3歳から全員が幼稚園児遇になる〔移行型〕の Si では、幼稚園に上がる段階で利用料があがるため、保育園利用児の半数以上が3歳の時点で他の保育園に移っている。

2) 職員／運営にとって 職員とこどもの人数規模の拡大などのため、職員間の情報の共有の重要性や困難さ、その解消への工夫の必要性、があげられた (Ih, ks, Hh, Kr, Ik)。幼稚園勤務では保障される研修の時間が、運営方法によっては保育に回されがちになるため、研修の時間の確保など職員の時間配分にも工夫が必要である (Hh, Kr, Ik)。また、幼保の所轄の違いに由縁する事務処理の煩雑さ (Kr, Si, To) も強く解消が求められている。

3) こどもにとって こどもにとっての幼保一体化運営の問題点・

表・2a 施設へのヒアリング調査にみる施設ごとの幼保一体化への取り組み状況

*順に保育所、幼稚園、一体運営開始年を示す

質問内容	自治体・施設名称											
	足立区		台東区		掛川市	明和町	栗東市		交野市		秋田県	埼玉県
	Oy園	Ih園	Ks園	Mk園	Gz園	Hh園	Kr園	Ik園	Si園	To園		
開設・認可*	H16 S55 H16	S45 S49 H10	解体再編:H15	解体再編:H18	S28 S45 H15	S56 S56 H15	S49 S50 S50	解体再編:H10	H14 S55 H14	S33 S61 S61		
運営主体	足立区	台東区	掛川市	明和町	栗東市	栗東市	交野市	井川町	学校法人	学校法人		
敷地面積[m ²]	2,006	664.5 843.1	6,793.9	9,921	6,479	7,500	3,205	4,717.33	2,410	5,940 1,272		
延床面積[m ²]	1,081	1,298.4 1,847.6	2,887.1	2,886.74	1,500	1,800	1,683	544.32 529.92	1,204	1,076 630		
構造	軽量鉄骨造一部2階建	保:RC3階建 幼:RC3階建	鉄骨造平屋一部2階建	重量鉄骨造平屋建	鉄骨2階建	保:鉄骨1階建て 幼:鉄骨2階建て	RC2階建て	一部鉄骨木造平屋建	RC造一部鉄骨造	保:木造・鉄骨造 幼:RC		
平面図												
編かけは 保育室 幼稚園 または 長時間 クラス 保育園 または 長時間 クラス 幼保 混合 クラス	2F 1F	2F 1F	2F 1F 2F	1F	2F 1F	1F 2F	1F 2F	1F 2F	1F 2F	1F 2F		
建築形態	合築型	隣接型	合築型	合築型	合築型	併設型	合築型	合築型	併設型	隣接型		
運営形態	移行型	非混合型	非混合型	混合型	混合型	混合型	混合型	混合型	移行型	混合型		
一体化の経緯	幼稚園 先行型	幼保 合流型	幼保 合流型	幼保 合流型	幼保 合流型	幼保 合流型	幼保 同時型	幼保 合流型	幼稚園 先行型	保育所 先行型		

課題点の多くは、第一に滞在時間の長短が混在することに起因する。短時間児と長時間児の分離の時間帯に配慮が必要と答えたのは4園(Ks, Gz, Hh, Kr)、長時間滞在児にはケアや環境の与え方に配慮や工夫が必要だと答えたのは7園である(Oy, Ih, Ks, Gz, Kr, Ik, To)。なお、長時間滞在中に活動場所が変わることは、これを問題・課題点と捉える園(Ks, Hh)、逆に長時間にわたる生活にめりはりをつけるきっかけとして肯定的に捉えている園(Oy, To)の両方がある。長時間児の午睡の保障を意識した回答は4園からあげられ(Ks, Gz, Kr, To)、特にGz, Kr, Toでは、建物のつくりとの関係で午睡の保障があげられている。幼保一体型施設計画に際しての建築的な留意点として、滞在時間が長いこどもたちの活動場所のあり方と、午睡の保障への配慮があげられよう。また延長保育の際には、時間帯によっては1つの室で幅広い年齢段階のこどもを保育するため、充実した活動と安全性を両立させるための配慮が必要となる。

また、低年齢から施設での保育生活を経験する保育園児(長期間児)と3ないし4歳で就園する幼稚園児(短期間児)の混在に関して、4月期に集団生活経験の積み重ねや生活自立度の差異などによって保育園児・幼稚園児の双方に混乱が生じることをHh, Kr, Siが指摘している。栗東市の2園では幼保一体型施設運営開始後に両者の差異と両者の混在の弊害に気づき、3歳児のうちは幼稚園児と保育園児を別個に処遇し〔非混合型〕、4・5歳で幼保の混合保育を行うという手法に変更した。ただし、幼保の混在が始まる年齢での混合保育を行う園では2ヶ月ほどで混乱が落ち着くとしているのに対して栗東市の事例では10月頃が両者の融和の目安になるとしており、その時期には差異があることから、短/長期間児の混合保育のあり方においてどちらが有利とは断じられない。

6. まとめ

以上、本稿では、幼保一体化を積極的に進めている自治体と、その自治体の考え方に基づく旗艦施設へのヒアリング調査および実地調査の結果に基づき、幼保一体型施設の運営実態を把握した。幼保一体型施設運営上の課題点と一体化の利点、これに基づく建築計画上の留意点は、表・3のようにまとめられる。本稿の成果を基礎として、本稿で把握した幼保一体型施設運営上の課題点を克服するた

め、また一体化の利点を十分に活かすための具体的な保育・教育環境の計画についての考察や提案を今後の研究課題と認識する。

注

- 1) 認定こども園：文10によれば、認定こども園の認定申請を考慮する施設は少なくとも300施設に上ると見込まれている。しかし一方で、認定こども園法が謳う保護者と施設の直接契約や保育料の独自設定、補助金の設定、保育内容の規定などがネックとなり、導入に際してメリットよりもデメリットが大きかったり現在の運営体制が保障されないなどの問題から認定こども園の認定申請には慎重な姿勢を示す自治体・施設も数多い。
- 2) 本稿では、従来の幼稚園と保育所の機能が一体的に運営されることで生じる諸事象について総合的に捉えるという視点に立ち、以降、幼保一体化施設、幼保一元化施設、認定こども園(総合施設)等^{注3)}を合わせて幼保一体型施設と呼び、これらを総じて取り上げる。
- 3) 幼保一体化施設：現行の幼稚園・保育所それぞれの制度に則り、施設の共有化などの幼保の連携の中で両施設を運営するもの、幼保一元化施設：現行の2制度の枠を撤廃し、保育所と幼稚園の機能を運営、財務などについて完全に統合し、運営されるもの、総合施設：幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能の3機能を内包し、法律上も所轄もすべて一本化して、こどもを年齢や保護者の就労状況によらず教育、保育するもの。
- 4) アンケート調査：全国の都道府県教育委員会に対する電話調査によって把握した全300の幼保一体型施設に対して、幼保一体化の経緯や運営の概況を尋ねるアンケートを実施した。うち、112施設から回答を得た。有効回答数は111票、有効回答率は37.0%であった。
- 5) 運営形態：幼保一体型施設の運営形態を、幼稚園部門と保育所部門の関係に着目して、以下の3類型に分類した。この運営形態の如何は幼保の一体化のあり方を強く方向付ける要素である。(1)移行型：0～2歳は保育所、3歳または4歳からは全員を幼稚園で処遇する。(2)並存型：0～2歳は全員が保育所で、3歳または4歳からは保育所と幼稚園が並存して園児を処遇する。なお、並存型のうち、幼保の同年齢児を同じクラスで処遇する事例を「混合型」、幼保の同年齢児のクラスが別である事例を「非混合型」とした。
- 6) 建築形態：各施設の建築形態について、文部科学省による分類を参考に、以下の3類型に分類した。(1)合築型：ひとつの建物で幼稚園と保育所が諸施設を共用しながら運営されている施設。(2)併設型：幼稚園と保育所の建物は別々だが、一統きの敷地内にあり園庭やホール等の施設を相互に利用できる施設。(3)隣接型：幼稚園と保育所が隣接しているが敷地が一続きでなく道路等で分かれている施設
- 7) 一体化の経緯：幼保一体化の経緯に着目し、各施設を以下の4類型に分類した。(1)同時型：幼稚園と保育所が同時に開設したもの。(2)合流型：それまであった保育園と幼稚園が合併したもの。(3)幼稚園先行型：もともとあった幼稚園に保育所機能を付加したもの。(4)保育所先行型：もともとあった保育所に幼稚園機能を付加したもの。
- 8) 幼保一体化の理由として多く挙げられた、少子化への対応、保育ニーズの増加(待機児童の解消と幼稚園での預かり保育の実施)、平等な発達環境の保障、に要約して示した。
- 9) 埼玉県での幼保一体型施設全42事例のうち37事例が私立園

参考文献

- 文1) 山田あすか、樋沼綾子、上野淳：幼保一体型施設の現況に関する報告及び考察、日本建築学会技術報告集 第24号、掲載ページ未定、2006.12
 文2) 大阪府教育研究所編：「幼保一元化」と認定こども園、かもがわ出版、2006.09
 文3) 建築思潮研究所編：建築設計資料 保育園・幼稚園1/2/3、建築資料研究社、1985/1995/2003
 文4) 小林千穂子、渡部昇治、石川充：幼稚園・保育園施設の一元的運営の可能性と課題、日本建築学会大会概観集 F-1 分冊、pp.415-416、1998.09
 文5) 高橋秀行、佐藤将之、黒野弘靖：幼保一体施設における帰属の異なる園児の互いの居方に関する研究、日本建築学会大会概観集 E-1 分冊、pp.179-181、2003.09
 文6) 岩崎謙司、蟹江好弘：幼稚園と保育所の一体化に関する基礎的研究 群馬県桐生市を対象として、日本建築学会大会概観集 E-2 分冊、pp.679-681、2004.08
 文7) 矢野文子、中山徹、丸井寧子：幼保総合施設に関する研究 その1/その2、日本建築学会大会概観集 E-1 分冊、pp.469-472、2005.09
 文8) 大谷由紀子、中山徹、丸井寧子：幼保総合施設における施設の運営と園児の生活に関する調査研究 幼保総合施設に関する研究 その3、2006.09、E-1 分冊、pp.103-104
 文9) 岩田俊二、幼保一体化施設の運営状況 千代田区、掛川市、東員町の事例、2006.09、E-2 分冊、pp.477-478
 文10) 「遊育」編集部、認定こども園に関する記事、雑誌「遊育」、pp.7-9、2006.10.09
 文11) 中山徹、杉山隆一、保育財政学を編者：幼保一元化-現状と課題-、自治体研究社 2004.05

表・3 幼保一体化の利点、課題点、建築計画上の留意点

	利点	課題点	建築計画上の留意点
保護者・園児・職員	<ul style="list-style-type: none"> 多様な保育時間のニーズなどへの柔軟な対応が得られる 就労状況が異なる保護者同士の相互理解が促進される 就労状況にかかわらず交流の機会や人数規模が保障されることで、保護者同士の交流関係が広がる 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 保護者の就労による意識差など 保護者負担の不均衡 保育への参加意識、園に求める機能の相違 保護者会や行事の設け方が困難 2) 職員とのコミュニケーション ローテーション方式の園では、担任との十分なコミュニケーションが難しい 3) 保育料の格差 保育料の設定が幼保で異なることによる不平等感 特に〔移行型〕で、幼稚園就園時の保育料増額は継続的な施設利用を阻害する 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 保護者間コミュニケーションの場の確保 短時間児の降園時間と長時間児の午睡や活動の時間が重なるため、午睡の場となる室や活動の場の配置と送迎スペースとの関係に配慮が必要 短/長時間児の保護者交流の仕掛け 2) 職員とのコミュニケーションの場の確保 職員との意見交換や情報共有のための仕掛け
職員・運営	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童の解消、定員割れ幼稚園の経営の安定化 施設、人材、経営などの効率化 低年齢児からの一貫した幼児教育/保育の提供 幼保双方の利点を活かせる 幼保の機能を補える 多くの職員が目でもの生活や発達を多角的に捉えられる 低年齢からの発達を見られる 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 保育所と幼稚園の文化の相違 幼稚園教諭と保育士の幼児教育や保育に対する考え方の差異への相互理解が課題 幼保の機能の双方を満たしつつ融和する必要がある 2) 幼稚園教諭と保育士の身分の相違 勤務形態、給与体系の相違 研修時間の確保 3) 情報の共有 職員とこどもの人数規模が大きくなるため、情報の共有に工夫が必要 保護者とのコミュニケーションのとり方 4) 幼保の所轄の違いに由来する事務処理の煩雑さ 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 幼保の別への考え方に立脚した、両機能とそれのあるべき関係の体现 幼保の関係への、独立、相互補充、融和すべきもの、など運営側の考えを空間配置や設えなどに反映させる 2) 職員室の置き方への配慮 幼保別々か、一緒かによって職員間の情報共有のあり方やこどもの活動場所との関係が変わる ローテーション方式による多様な出退時間や職員の見分や資格、勤務形態への配慮 保護者とのコミュニケーションのための仕掛け
園児	<ul style="list-style-type: none"> 交友関係が広がる 小学校移行時の不安の軽減 異年齢交流が促され、こどもの発達に良い効果がある 保護者の就労状況によらず平等な発達環境が保障される 集団体験によって他者理解や社会性獲得が促進される 一貫した保育/教育が受けられる 多数の職員から見てもらえる 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 短時間児と中・長時間児の滞在時間の差 帰宅欲求や、園に残りたいという思いが生じるため、短/長時間児の分離の時間帯には配慮が必要 長時間児に対しては午睡の保障への配慮が必要 2) 長時間児の活動場所の変化 午睡の関係や、〔混合・移行型〕では短/長時間児の分離のため室の移動が必要 活動場所の変化は生活へのめりはりの機会ともなる 3) 短期間児と長期間児の差 短期間児が集団生活に慣れるまで、自立した生活ベースの獲得までに混乱が生じる 長期間児にとって多家庭で育ったこどもたちとの生活ギャップによって混乱が生じる 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 短時間児の活動場所の配置 長時間児の午睡の場所を勘案した、降園までの充実した活動を保障する場の確保 送迎時にゆとりをもてる場の確保 2) 長時間児の活動場所の設定 短時間児の活動や降園を勘案した午睡の場の確保 連続性と分節性に配慮した延長保育の場の設定 延長保育の設定方法によっては0～5歳児が混在するため、危険回避への配慮、幅広い発達段階の活動の保障、便所などの水回りの仕方への配慮